

新潟県保険医会 FAXニュース

第58号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染拡大に際して 電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の報告について

事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」が出され、各医療機関に対し新潟県の取扱いが通知されています。

① 2月28日以降、電話再診等による処方を行っている医療機関を含め、初診・再診問わず、電話や情報通信機器による診療等を実施する医療機関は、**別添2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」**を用いて県に報告する。

提出期限は4月22日（水）必着とし、下記担当宛にメール、FAXで提出する。

※提出期限後に実施することになった場合、同様式により随時報告する。

② 5月以降は、初診から電話や情報通信機器を用いて診療等を行った患者、並びにその後対面診察のないまま電話や情報通信機器を用いて診療等を行った患者について、**別添1「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」**を用いて県に報告する。

提出期限は各月第2週の火曜日までとし、前月分の状況を下記担当宛にメール、FAXで提出する。

※令和2年4月実績分は5月に提出する。

《提出先》

新潟県 医務薬事課医療指導係

Mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

FAX : 025-280-5641

県は現時点でダウンロードできる調査票の様式等をホームページに掲載していませんので、調査票の入手方法については県の医療指導係に直接問い合わせてください。

(訂正) FAX ニュース第57号でお知らせした「院内トリアージ実施料」の取扱いは、4月8日より適用となります。